議案第106号

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市生涯学習センター「友楽喜」の設置及び管理に関する条例(平成26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(設置及び目的)	(設置及び目的)
第1条 市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、生涯にわたる	第1条 市民の自主的な活動及び交流の場の提供並びに市民活動及
学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の	<u>び学習活動の総合的な支援を通して、豊かで活力ある地域づくり</u>
実現に寄与するため 、勝山市生涯学習センター「友楽喜」(以下	<u>に寄与するため</u> 、勝山市生涯学習センター「友楽喜」(以下「生涯
「生涯学習センター」という。)を設置する。	学習センター」という。)を設置する。
(使用料)	(使用料)
第8条 生涯学習センターの	第8条 生涯学習センターの1時間当たりの使用料の額は、別表の
<u>りとする</u> 。	<u>区分により、使用者から徴収する</u> 。
2 前項の規定による使用料は、生涯学習センターの使用者から使	2 前項の規定による使用料は、生涯学習センターの使用後30日以
<u>用を許可する際に徴収する。ただし、教育委員会が特にやむを</u>	<u>内に納付しなければならない</u> 。
得ないと認めたときは、使用後に徴収することができる。	
(新設)	3 生涯学習センターの使用申請に1時間未満の時間がある場合

(新設)

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第9条 (略)

(使用料の還付)

第 10 条 (略)

- は、次に掲げる区分の使用料とする。
- (1) 使用申請時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料 の2分の1
- (2) 使用申請時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当 たりの使用料
- 4 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、そ の都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しな ければならない。
 - (1) 使用時間が30分以下のときは、1時間当たりの使用料の2 分の1
 - (2) 使用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間当たり の使用料
- 5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

- <u>第9条</u> 市長は、使用料を前条第2項の納期限までに納付しない者 があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 <u>この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市</u> 債権管理条例(平成 27 年勝山市条例第 2 号)の例による。

(使用料の減免)

第 10 条 (略)

(使用料の還付)

第11条 (略)

(使用者の義務及び責任)

第11条 (略)

2 (略)

(運営審議会)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

別表(第8条関係)

(単位 円)

				(1 4/	
	使用料				
	午前 午後		夜間	全日	
	9 時から 12	13 時から 17	18 時から 2	9 時から 21	
	時まで	時まで	1 時まで	時まで	
体育館 全面	200	200	200	600	
体育館 半面	100	100	100	300	
料理実習室	1, 260	1, 360	1, 470	3, 460	
講習室 30m² 以上	840	940	1, 050	2, 410	
講習室 30m² 未満	630	730	840	1, 890	
和室 15 畳以上	630	730	840	1, 890	
和室 15 畳未満	520	630	730	1, 570	

(使用者の義務及び責任)

第12条 (略)

2 (略)

(運営審議会)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

別表(第8条関係)

(単位 円)

	<u>使用料</u>				
	基本	営利事業、宣伝、その他これらに類す			
		<u>る目的のために使用する場合</u>			
		勝山市民	勝山市民以外		
体育館 全面	<u>70</u>	100	<u>140</u>		
体育館 半面	<u>40</u>	<u>60</u>	80		
料理実習室	<u>480</u>	<u>720</u>	<u>960</u>		
講習室 30m²以上	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>660</u>		
講習室 30m² 未満	<u>260</u>	<u>390</u>	<u>520</u>		
和室 15 畳以上	<u>260</u>	<u>390</u>	<u>520</u>		
和室 15 畳未満	<u>220</u>	<u>330</u>	<u>440</u>		

備考 (削る)

冷暖房使用の場合は上記使用料の3割増しとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。